

愛媛県出資法人改革プランに基づく平成21年度点検評価結果（総括）

愛媛県出資法人点検評価部会

平成21年度点検評価の基本方針

各法人が実施した21年度自己点検評価（1次評価）結果をもとに、昨年度実施した外部点検評価（2次評価）における提言への対応状況を中心に、点検評価を実施した。

また、重点的に点検する項目として、今回は「公益法人制度改革への対応」について確認を行った。

【平成21年度点検評価検討経緯】

月 日	摘 要	備 考
平成21年6月～9月	各法人が1次評価実施	
10月16日	21年度第1回点検評価部会	21年度進め方協議、1次評価結果確認
10月16日	〃 第1回打合せ会	2次評価案協議
11月16日	〃 第2回打合せ会	現地調査、2次評価案協議
12月21日	〃 第3回打合せ会	2次評価案協議
平成21年12月～平成22年1月	2次評価検討、各法人への確認等	
2月16日	21年度第2回点検評価部会	2次評価の審議・決定

平成21年度2次評価について

各法人の改革実施計画の取組状況について、基本的には各法人が実施した1次評価結果によりその改善状況等を確認し点検評価を行った。なお、非常に厳しい経営状況が続く債務超過となっている(財)愛媛県廃棄物処理センターについては、平成21年11月16日に現地調査を行い、施設の現状や新たな取組の進捗状況等も踏まえて、評価・提言を行ったところである。

また、財団法人の基本財産については、「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針(平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)」において、財団法人の人格の基礎であり、公益活動を行うための収入の基本となる重要な財産であることから、減少することは厳に避ける必要があるとされていること、また県が出捐した財団法人においては、その基本財産の全部又は一部に公費が充てられていることも踏まえ、当部会としては、基本財産の管理運用は安全、確実な方法で行い、その中でより有利な運用に努めていくべきであることを再確認したうえで点検評価に当たった。

1 改革実施計画の取組状況

(1) 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

「組織体制の見直し」及び「役職員数及び給与制度の見直し」については、見直しの方向性を「統合」としていた2組の法人のうち1組が計画どおり統合を完了したほか、事業量に応じた職員の配置など、当部会の課題提起を踏まえ、各法人とも概ね改革実施計画に沿った取組がなされている。

「経営基盤の充実・強化」については、会社法法人(株式会社)にあっては、世界的な金融危機以降の景気低迷や他との競争激化等により厳しい経営環境が続いている中において、一定の売上確保や経費の削減に努めた結果、黒字経営を続けていることを評価した。また、財団法人・社団法人などその他の法人においても、当期正味財産増減額が増加から減少に転じた法人もあったが、経費の削減や基本財産の効率的な安定運用、外部資金や会費等の収入増加への取組などの対応がなされており、その経営努力は総じて評価できる。

しかしながら、現下の極めて厳しい財政状況にあって、国、県等からの財政支援も限界に達していることを踏まえると、多くの法人が公共への依存体質を脱却し、より一層自主・自律の経営にシフトしていく必要がある。このため、当部会としては、個々の法人の実情に応じた効率的な運営方策の検討、関係機関との役割分担見直しなどのほか、安定した経営基盤を確立するための収入増加に向けた取組に引き続き努めるよう提言を行った。

(2) 県の関与の適正化に向けた取組

財政面での県の関与については、厳しい県の財政状況もあって、財政支援は必要最小限度のものとなっている。

また、人的な面での関与については、全体として県からの派遣職員は減少傾向にあるが、法人によっては派遣職員が固定化、あるいは業務量の増大等により増加した状態となっているところもある。このため、プロパー職員と県派遣職員の業務分担の適正化を確保する観点から、プロパー職員の育成・強化も念頭に、県からの人的関与のあり方について再度検討を促した。

(3) 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

昨年度は一部の公益法人において、財務諸表の表示が公益法人会計基準に沿っていない点が見受けられ、会計基準を十分認識し、分かりやすくかつ適正な財務情報の提供に努めるよう求めたが、今回は概ね改善が図られている。

2 公益法人制度改革への対応

公益法人制度改革は非常に大きな変革であり、法人経営に多大な影響を与えることから、各法人において、「公益認定を受けるのか、それとも公益認定を受けず一般法人へ移行するのか。」といった基本的な方向性や、「それを踏まえどのような取組を行っているのか。」について確認していく必要性を重視し、今回公益法人制度改革への対応に着目して点検評価を行った。

(1) 進捗状況

個別法人の2次評価で触れているとおり、ほとんどの公益法人(特例民法法人)が公益認定を受ける意向を示している。しかしながら、認定申請に向けた取組状況は個々の法人により開きがみられ、平成22年度中の移行に向け具体的な準備を進めているところもある一方、事務局での検討に止まっているところもあった。このため、準備が進んでいる法人に対しては他法人の模範となるべく引き続き取組を鋭意進めるよう、また、遅れている法人に対しては県公益法人担当課等のサポートを受け、新制度への移行申請期限が平成25年11月末であることを念頭に、早期に移行作業に取り掛かるよう促した。

(2) 移行に当たっての共通課題

新たな公益法人制度においては、法人における自己統治の確保の観点から、理事会、評議員会において、代理人出席や書面による議決権の行使ができなくなることを踏まえ、新たな制度下における理事等役員の人選には十分留意するよう促した。

また、指定管理者として実施している事業について、行政からの受託事業であることをもって直ちに公益事業となるとは限らないことから、指定管理施設に係る維持管理経費が総事業費の大半を占めている法人については、公益財団法人への移行認定申請に当たって、公益目的での貸与と公益目的以外での貸与について区分・整理を行っておく必要があることを付言した。

(3) 今後の課題

公益認定を受けようとする場合、「公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれること」いわゆる「収支相償」が求められており、やみくもに収入増を図ることはできない。しかしながら、その設立目的の達成に向け、継続的に公益目的事業を行うことが期待されており、公益認定に当たっては、経理的基礎として財政基盤の明確化が求められることも踏まえ、恒常的に赤字となっている法人については、継続して収支の改善に努める必要がある。

平成22年度点検評価について

今年度(21年度)は出資法人改革プランにおける改革期間の最終年度であり、来年度(22年度)は当改革プランの点検評価の最終年度になる。このため、来年度はこれまでの点検評価で行ってきた各年度における改革実施計画の実行状況、改善状況の確認に止まらず、改革期間全般の総括を行うとともに、改革期間で改善できなかった課題、新たに生じた課題などを整理し、改革期間終了後も各法人の自主・自律の下に引き続き改革を行っていくための指標となるよう提言を行っていくこととしたい。